**水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置**

１　入国拒否対象地域の不断の見直し（法務省）

韓国及びイランに対して包括的な入国禁止措置の適用を可能とし、韓国及びイランのそれぞれの一部地域（注）を追加指定。

（注）韓国：慶尚北道慶山（キョンサン）市、安東（アンドン）市、永川（ヨンチョン市、漆谷（チルゴク）郡、義城（ウィソン）郡、星州（ソンジュ）郡、軍威（グンウィ）郡

イラン：コム州、テヘラン州、ギーラーン州

２　検疫の強化（厚生労働省）

中国（香港及びマカオを含む。以下同様。）及び韓国からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14 日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請。

３　航空機の到着空港の限定等（国土交通省）

（１）航空機：中国又は韓国からの航空旅客便の到着空港を成田国際空港と関西国際空港に限定するよう要請。

（２）船舶：中国又は韓国からの旅客運送を停止するよう要請。

４　査証の制限等（外務省）

（１）中国及び韓国に所在する日本国大使館又は総領事館で発給された一次・数次査証の効力を停止。

（２）香港及びマカオ並びに韓国に対する査証免除措置を停止。

５　水際対策に関する日中韓を始めとする国際協力の強化

上記１．の措置は、３月７日午前０時から当分の間、実施する。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者は、対象としない。

上記２．～４．の措置は、３月９日午前０時から３月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。